

川口市選管告示第15号

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書きで規定する選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和7年6月2日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

登録の移替えを延期する期間

令和7年6月12日から参議院埼玉県選出議員
選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の期日
まで